

# 平成30年度 保険料率に関する論点

# (1-1) 平成30年度保険料率に関する論点

## 1. 平均保険料率

### 〈現状・課題〉

- ✓ 平成28年度決算においては、収入が9兆6,220億円、支出が9兆1,233億円となり、収支差は4,987億円となった。一方で、この要因は、被保険者数の大幅な増加(※)による収入の増加に対し、診療報酬のマイナス改定や制度改正等の一時的な要因が重なり支出の伸びが抑えられたためであり、今後もこうした傾向が続くものではない。

※ 現役世代の人口が減少する中で、協会けんぽの被保険者数については、日本年金機構の適用促進対策の強化等の影響により近年大幅に増加しており、平成28年度は協会けんぽ発足以降過去最大の3.5%の伸びとなっている。

- ✓ 平成28年度決算を踏まえた準備金残高は1兆8,086億円となり、法定準備金(給付費等の1か月分)の2.6か月分となった。しかしながら、平成4年度には現在よりも多い法定準備金の約4か月分を確保していたにもかかわらず、バブル崩壊等の影響により、わずか4年後には準備金が半分以下になり、平成9年には枯渇する見通しとなったが、制度改正(患者負担の引上げ)によりこれを回避した歴史的経緯を踏まえれば、現状の準備金の水準が十分なものであるかは慎重な検証が必要。
- ✓ 依然として、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。



### 【論点】

- 協会けんぽの近年の財政状況や今後の5年収支見通し、医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。
- 平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論(別紙参照)においては、保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。
- 上記も踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

# (1-2) 平成30年度保険料率に関する論点

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

### 《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「平成32年3月31日」(平成31年度末)とされている。
- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和措置率は5.8/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。
- ✓ 平成30年度から本格実施(保険料率にも反映)するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。



### 【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

## 3. 保険料率の変更時期

### 《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際(21年9月)及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分(3月分)から変更している。



### 【論点】

- 平成30年度保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分(3月分)からでよいか。

## (2)平成29年度保険料率に関する主な意見

### 1. 29年度保険料率について

①	平均保険料率10%を維持するべきという支部	14支部
②	①と③の両方の意見のある支部	19支部
③	引き下げるべきという支部	14支部

### 2. 29年度の激変緩和措置について

①	激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	2支部
	①と②の両方の意見のある支部	6支部
②	激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	25支部
	②と③の両方の意見のある支部	5支部
③	激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部	7支部

### 3. 保険料率の変更時期

①	4月納付分からの改定が望ましい	40支部
②	その他	5支部
	意見なし	2支部

### 4. その他

29支部

### (3) 医療費の「その他」を要因とする伸び

○ 人口及び報酬改定の影響を除いた医療費の伸びは近年1%程度であったが、平成27年度は3%近い水準。この「その他」の要因には、医療の高度化、患者負担の見直し等種々の影響が含まれる。

	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)
医療費の伸び率 ①	1.9%	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.8%	3.8%
診療報酬改定 (消費税対応分を除く) ②		-1.0%		-3.16%		-0.82%		0.19%		0.004%		-1.26%	
人口増の影響 ③	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%
高齢化の影響 ④	1.6%	1.5%	1.8%	1.3%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%
診療報酬改定のうち、 消費税対応の影響 ⑤												1.36%	
その他(①-②-③-④-⑤) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し 等	0.2%	1.2%	1.3%	1.8%	1.5%	1.5%	2.2%	2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.6%	2.7%
制度改正	H15.4 被用者本人 3割負担 等			H18.10 現役並み 所得高齢者 3割負担 等		H20.4 未就学 2割負担						H26.4 70-74歳 2割負担(※)	

注1: 医療費の伸び率は、平成25年度までは国民医療費の伸び率、平成26年度以降は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。

注2: 平成27年度の高齢化の影響は、平成25年度の年齢階級別(5歳階級)国民医療費と平成27年度の年齢階級別(5歳階級)人口からの推計である。

注3: 「診療報酬改定のうち、消費税対応の影響」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。

注4: 平成26年度における診療報酬改定の改定率は、②と⑤を合計した0.10%であった。

※70-74歳の者の一部負担割合の予定凍結措置解除(1割→2割)。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

第86回運営委員会資料より

## (4) 平成29年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.47%、最低は新潟県の9.69%である。

北海道	10.22%	石川県	10.02%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.99%	広島県	10.04%
岩手県	9.82%	山梨県	10.04%	山口県	10.11%
宮城県	9.97%	<b>長野県</b>	<b>9.76%</b>	徳島県	10.18%
秋田県	10.16%	岐阜県	9.95%	香川県	10.24%
山形県	9.99%	静岡県	9.81%	愛媛県	10.11%
福島県	9.85%	愛知県	9.92%	高知県	10.18%
茨城県	9.89%	三重県	9.92%	福岡県	10.19%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.92%	佐賀県	10.47%
群馬県	9.93%	京都府	9.99%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.87%	大阪府	10.13%	熊本県	10.14%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.06%	大分県	10.17%
東京都	9.91%	奈良県	10.00%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.06%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.69%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.95%
富山県	9.80%	島根県	10.10%	※ 全国平均では10.00%	

## (5) 平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10の場合

最高料率		10.63%
現在からの変化分	(料率)	0.16%
	(金額)	+224円
最低料率		9.62%
現在からの変化分	(料率)	▲0.07%
	(金額)	▲98円

※1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成29年度からの増減。

<参考> 平成29年度都道府県単位保険料率  
(平均保険料率10%、激変緩和率5.8/10)

最高料率	10.47%
最低料率	9.69%

## (6) 平成30年度長野支部保険料率のごく粗い試算

(平均保険料率10.00%の場合)

	激変緩和率		
	5.8/10	<b>7.2/10</b>	10/10
平均保険料率	10.00		
<b>現在からの変化分(料率)</b>	0.00		
医療給付費分の平均保険料率	+0.09		
共通料率(現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.09		
<b>長野支部の保険料率</b>	9.76	<b>9.70</b>	9.59
<b>現在からの変化分(料率)</b>	0.00	▲0.06	▲0.17
医療給付費分の都道府県単位保険料率	+0.09	+0.03	▲0.09
共通料率(現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.09		
H28精算分	▲0.01		

※数値は、政府の予算セット時の計数等で算出すると異なる結果となる場合がある。

平成27年度精算分: +0.02%  
 平成28年度精算分: +0.01%  
 変化分としては、 ▲0.01%



# (7) 平成28年度決算を足元とした5年収支見直し

## 1. 平成28年度決算(協会と国の特別会計の合算ベース)

	項目	金額(単位:億円)
収入	保険料収入	84,142
	国庫補助等	11,897
	その他	181
	計	96,220
支出	保険給付費	55,751
	老人保健拠出金	0
	前期高齢者納付金	14,885
	後期高齢者支援金	17,699
	退職者給付拠出金	1,093
	その他	1,805
	計	91,233
単年度収支差		4,987
準備金残高		18,086
保険料率		10.0%

1 保険料率10%を据え置いた試算

2 保険料率を引き下げた試算

3 均衡保険料率

## 3. 法定準備金

(単位:億円)

	30年度	31年度	32年度	33年度
従来ケース	7,600	7,800	8,000	8,100
追加ケース	7,500	7,800	8,000	8,100

## 2. 5年収支見直し(平成29年度～平成33年度)前提

1	平成28年度協会けんぽ(医療分)の決算を足元として、一定の前提をおいて5ヵ年間の収支見直し(機械的試算)を行った
2	平成31年度以降の被保険者数は、「日本の将来推計人口」(平成29年4月国立社会保障・人口問題検収書)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った
3	平成31年度以降の賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた
①	低成長ケース×0.5(31年度:1.35% 32年度:1.30% 33年度:1.25%)
②	0.6%で一定
③	0%で一定
4	医療給付費は平成27・28年度の高額薬剤の影響を鑑み、平成31年度以降の伸びを2ケースに前提をおいた
①	平成26年度～28年度の協会けんぽなどの医療費の伸びの実績等を勘案したケース(高額新薬影響含む) <70歳未満>2.1% <70歳以上75歳未満>0.0%
②	平成27,28年度の実績から高額新薬影響を除外した上で、平成26年度～28年度の協会けんぽなどの医療費の伸びの実績等を勘案したケース(高額新薬使用状況が落ち着いてきたことから、直近動向(※28.12～29.3)のみ勘案) <70歳未満>2.0% <70歳以上75歳未満>0.0%
5	現金給付は、被保険者数等及び総報酬額の見直しを使用
6	平成29年度以降に施行が予定されている制度改正(高額療養費の見直し、居住費の見直し、食事療養費の見直し)及び平成31年10月に延期された消費増税の影響も盛り込んだ

# (8-1) 試算結果

## 【医療費従来ケース】

### ＜現在の保険料率10%を据え置いた場合＞

単位:億円

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,900	2,500	2,000	1,500	1,100
	準備金	21,000	23,400	25,400	26,900	28,000
Ⅱ. 0.6%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,900	2,500	1,300	300	<b>▲500</b>
	準備金	21,000	23,400	24,800	25,100	24,600
Ⅲ. 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,900	2,500	800	<b>▲600</b>	<b>▲1,900</b>
	準備金	21,000	23,400	24,300	23,700	21,800

### ＜均衡保険料率＞※年度収支均衡

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	10.0%	9.7%	<b>9.8%</b>	9.8%	<b>9.9%</b>
Ⅱ. 0.6%で一定	10.0%	9.7%	<b>9.9%</b>	<b>10.0%</b>	<b>10.1%</b>
Ⅲ. 0%で一定	10.0%	9.7%	<b>9.9%</b>	<b>10.1%</b>	<b>10.2%</b>

## (8-2) 試算結果

### 【医療費追加ケース】

#### ＜現在の保険料率10%を据え置いた場合＞

単位:億円

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	3,200	2,800	2,000	1,700	1,400
	準備金	21,300	24,100	26,100	27,800	29,200
Ⅱ. 0.6%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	3,200	2,800	1,400	500	<b>▲200</b>
	準備金	21,300	24,100	25,500	26,000	25,800
Ⅲ. 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	3,200	2,800	800	<b>▲400</b>	<b>▲1,600</b>
	準備金	21,300	24,100	25,000	24,500	22,900

#### ＜均衡保険料率＞※年度収支均衡

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	10.0%	9.7%	<b>9.8%</b>	9.8%	<b>9.9%</b>
Ⅱ. 0.6%で一定	10.0%	9.7%	<b>9.9%</b>	9.9%	<b>10.0%</b>
Ⅲ. 0%で一定	10.0%	9.7%	<b>9.9%</b>	<b>10.0%</b>	<b>10.2%</b>

# (8-3) 試算結果

## 【医療費従来ケース】

## ＜均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合＞

単位: 億円

＜平成30年度以降 9.9%＞		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,900	1,600	1,100	600	200
	準備金	21,000	22,500	23,600	24,200	24,400
Ⅱ. 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,900	1,600	400	<b>▲600</b>	<b>▲1,400</b>
	準備金	21,000	22,500	23,000	22,400	21,000
Ⅲ. 0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	2,900	1,600	<b>▲100</b>	<b>▲1,500</b>	<b>▲2,800</b>
	準備金	21,000	22,500	22,400	20,900	18,100

＜平成30年度以降 9.7%＞		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,900	<b>▲300</b>	<b>▲800</b>	<b>▲1,300</b>	<b>▲1,700</b>
	準備金	21,000	20,700	19,900	18,700	17,000
Ⅱ. 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,900	<b>▲300</b>	<b>▲1,400</b>	<b>▲2,400</b>	<b>▲3,200</b>
	準備金	21,000	20,700	19,300	16,900	13,700
Ⅲ. 0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	2,900	<b>▲300</b>	<b>▲1,900</b>	<b>▲3,300</b>	<b>▲4,600</b>
	準備金	21,000	20,700	18,800	15,500	10,900

## (8-4) 試算結果

### 【医療費追加ケース】

### ＜均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合＞

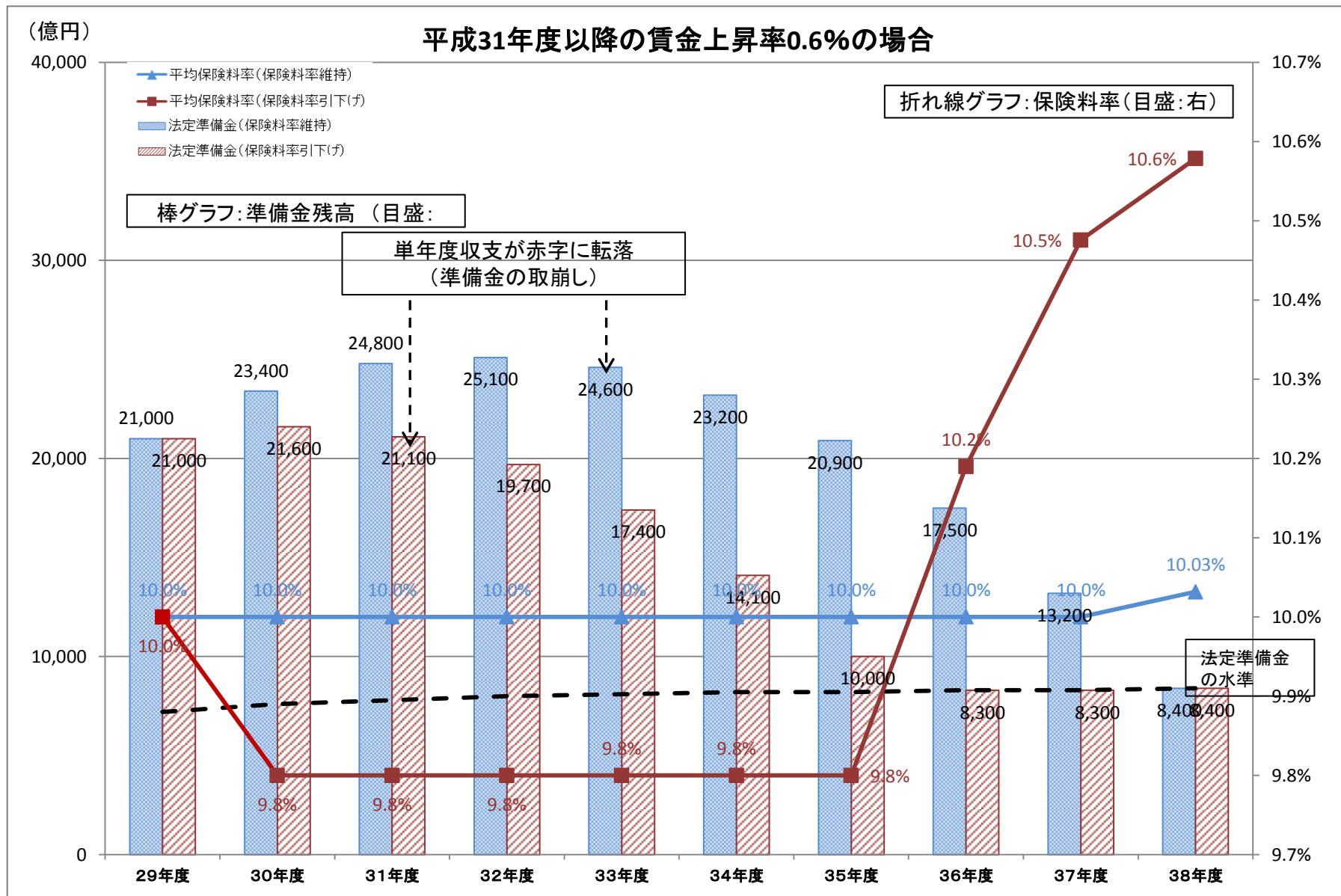
単位: 億円

＜平成30年度以降 9.9%＞		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	3,200	1,900	1,100	700	500
	準備金	21,300	23,200	24,300	25,000	25,500
Ⅱ. 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	3,200	1,900	400	<b>▲400</b>	<b>▲1,100</b>
	準備金	21,300	23,200	23,700	23,300	22,100
Ⅲ. 0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	3,200	1,900	<b>▲100</b>	<b>▲1,300</b>	<b>▲2,500</b>
	準備金	21,300	23,200	23,200	21,800	19,300

＜平成30年度以降 9.7%＞		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
Ⅰ. 低成長ケース×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	3,200	100	<b>▲700</b>	<b>▲1,100</b>	<b>▲1,400</b>
	準備金	21,300	21,400	20,600	19,500	18,100
Ⅱ. 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	3,200	100	<b>▲1,400</b>	<b>▲2,200</b>	<b>▲3,000</b>
	準備金	21,300	21,400	20,000	17,800	14,900
Ⅲ. 0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	3,200	100	<b>▲1,900</b>	<b>▲3,100</b>	<b>▲4,300</b>
	準備金	21,300	21,400	19,500	16,400	12,100

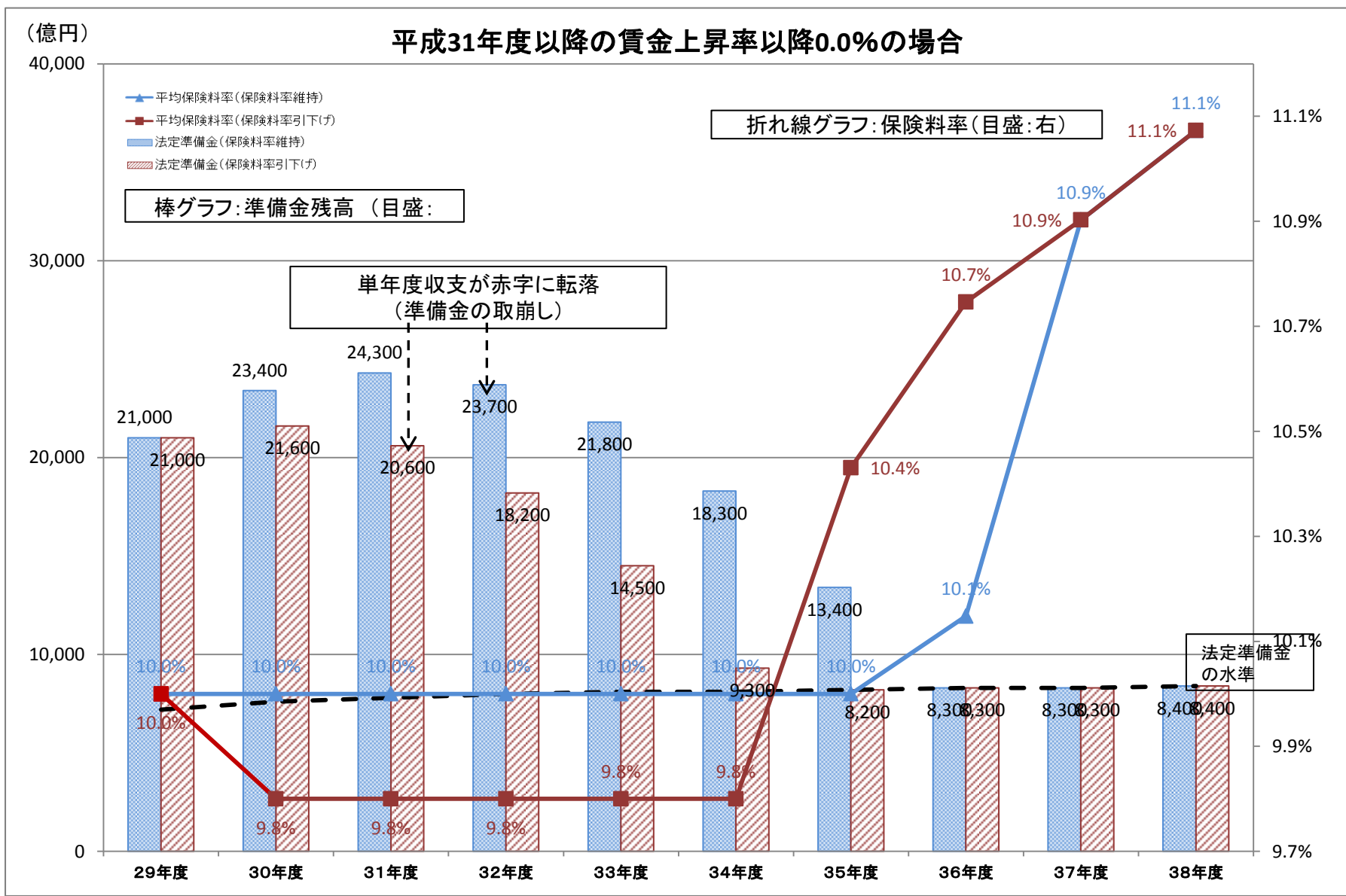
# (8-5) 今後の保険料率に関するシミュレーション

## 平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合



# (8-6) 今後の保険料率に関するシミュレーション

## 平成31年度以降の賃金上昇率以降0.0%の場合



## (9-1) 関連する制度改革について

### 【平成27年5月】

#### ➤ 医療保険制度改革(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立)

持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずる。

- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入(27年度:1/2 ⇒ 28年度:2/3 ⇒ 29年度:全面)
- ・協会けんぽへの国庫補助率を当分の間16.4%と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助特例減

### 【平成27年6月】

#### ➤ 経済・財政再生計画(経済財政運営と改革の基本方針2015)

- ・2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に向けて、これまで3年間の社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円)となっていること等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とする。

### 【平成28年9月】

#### ➤ 消費増税の延期法案(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案)

- ・消費税率の10%への引上げの施行期日を変更(平成29年4月1日⇒平成31年10月1日)する法案の提出



## (9-2) 関連する制度改革について

### 【平成28年10月】

#### ➤ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(Ⅰ)

- ・社会保険における格差是正や女性の就業意欲の促進等の観点から、それまで週30時間以上とされていた加入要件について、従業員501人以上の企業において、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上といった要件に見直し

### 【平成29年4月】

#### ➤ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(Ⅱ)

- ・従業員500人以下である事業所についても、労使の合意に基づいて、適用拡大することが可能となった  
(国や地方公共団体では規模にかかわらず適用)

### 【平成29年6月】

#### ➤ 経済財政運営と改革の基本方針2017

- ・平成30年度は、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、改革工程表にのっとり経済・財政一体改革を加速する。改革に当たっては、基礎的財政収支(PB)を2020年度までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

## (9-3) 関連する制度改革について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要(平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

### 1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化(27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

### 2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施  
(26年度:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

### 3. 負担の公平化等

- ① 入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ  
(27年度:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ② 特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする(紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③ 健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ(121万円から139万円に)

### 4. その他

- ① 協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ② 被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し  
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)
- ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
  - ・ 都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
  - ・ 保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④ 患者申出療養を創設(患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

# (10) 評議員の皆様からの意見聴取

## 1. 平均保険料率

- |   |   |
|---|---|
| ① | 近年の財政状況及び今後5年収支見通し、医療保険制度全体動向を踏まえて、協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか？   |
| ② | 保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を「短期」で考えるか「長期」で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか？ |
| ③ | ①・②を踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか？  |

## 2. 激変緩和措置

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| ① | 解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか？ |
|---|-------------------------------------|

## 3. 変更時期

- |   |   |
|---|---|
| ① | 平成30年度の保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分(3月分)からでよいか？ |
|---|---|

(11) 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2～3月	
運営委員会	9/14	10/23	11/28	12/19 (12/26)	下旬	下旬	
	アクションプラン(第三期の検証と第四期の検討)						
				事業計画(H30年度)			
				予算(H30年度)			
	インセンティブ制度(健保組合等の検討状況を踏まえつつ検討)						
	平均保険料率				都道府県単位 保険料率	(保 険 料 率 の 広 報 等)	
支部評議会	②9/27	③10/26 ～11/2		④12/11 ～12/15	⑤1/15 ～1/19		
	インセンティブ		都道府県単位 保険料率				
	保険料率		支部の事業計画(H30年度)				
			支部の予算(H30年度、特別計上分)				
国・その他	診療報酬・介護報酬改定、制度見直し検討(支払基金改革等)			政府予算案 閣議決定	激変緩和率 の提示	保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等